

組合員様へ ～認定中の被扶養者の注意点について～ ◆必ずお読みください！

被扶養者の資格を欠いたときは、被扶養者証を返却いただきますので、紛失等されないようお願いします。また、被扶養者の状況に変更（パート・アルバイトの勤務開始や退職、組合員と同居から別居等）があった場合は、共済事務担当課を通じて共済組合へ報告してください。

◆被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受け続けるには、単に収入額が下記の表の認定限度額内であることだけでなく、生計維持関係があることが必要となります。

生計維持関係があるとは、主として組合員が継続的に将来に向けて生活費の負担をし、それにより生計を維持していることです。

そのため、主に次のような場合は原則認定することができません。

◆個々の被扶養者の年間収入が組合員の年間収入の2分の1を超える場合

◆被扶養者が複数いる場合で、その年間収入の合計が組合員の年間収入の2分の1を超える場合

<収入の認定限度額>

被扶養者の区分	認定限度額
・障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者 ・60歳以上の者	年額180万円未満 (月額150,000円未満) (日額5,000円未満)
上記以外の者	年額130万円未満 (月額108,334円未満) (日額3,612円未満)

◆被扶養者の資格確認について

共済組合は、被扶養者として認定されている者について、その資格要件を継続して備えていることを確認するために以下の調査（括弧内は主な提出物）を行っており、組合員の方には自身の被扶養者の認定継続のために共済組合が実施する調査に応じていただくこととなります。調査に応じていただけないときは、直近の扶養の状態が確認できた時点まで遡って取消しとなる場合があります。

なお、被扶養者の状況によっては、当該被扶養者にかかる源泉徴収票、確定申告の控え、年金額改定通知書及び預貯金通帳の写し等の提出をいただくことがありますので、当該原本を大切に保管ください。

◆1月・給与収入の確認（被扶養者の給与支払証明書）

◆2月・事業収入等の確認（確定申告書及び収支内訳書等（税務署の受付印必須））

◆3月・認定期限延長の確認（在学証明書等）

◆7月・資格確認届書の提出（年金額改定通知書及び仕送りが確認できる通帳のコピー）

※各調査について、他扶養義務者がいる場合は、他扶養義務者の収入状況についても確認します。

◆裏面も必ずお読みください！

◆被扶養者の状況を常に確認してください

被扶養者の認定後、以下の事由（括弧内は取消日）により収入額が増加して認定限度額を超えた場合には、その事由が発生した時点まで遡って認定取消となります。取消の年月によっては、医療費や給与等の一部を返還していただかなければならないことがありますので、遡っての取消とならないよう気をつけてください。なお、該当してしまったときには、共済事務担当課を通じて速やかに認定取消の手続きをお願いします。

◆パートの勤務時間が増えた（雇用形態の変更日／認定限度額を超えた月の初日等）

◆アルバイトを始めた（勤務開始日）

◆年金を受給することとなった（年金証書に記載の通知日）

（既に受給中の場合は、あとに受給することとなった年金の年金証書に記載の通知日）

◆事業を始めた（開業日／確定申告書の受付日）

◆雇用保険の失業給付である基本手当の日額3,612円以上の受給が開始した

（雇用保険受給資格者証に記載された支給開始日）

◆被扶養者が父母、祖父母の場合、夫婦の収入の合算額が増えた

（夫婦の収入の合算額が合算認定限度年額を超えた日）

◆年間収入が組合員の収入の2分の1を超えるとき

[配偶者、18歳未満の子及び学生を除く、例外あり]（場合による）

◆被扶養者の認定取消について

被扶養者の資格は、収入額の増加以外で以下の事由（括弧内は取消日）に該当した場合、認定取消となります。その際は速やかに共済事務担当課を通じて認定取消の手続きをお願いします。なお、他に取消すべき事由があるときは取消日が遡ることがあります。

◆就職したとき（就職日） ◆離婚したとき（戸籍に記載された離婚日の翌日）

◆同居要件の被扶養者（義父母、配偶者の子等）と別居したとき（別居の日）

◆別居している被扶養者への仕送りが確認できなくなったとき

（仕送りが確認できなくなった月の初日）

◆扶養者が変更したとき（場合による） ◆子が結婚したとき（婚姻日）

◆死亡したとき（死亡した日の翌日）

◆国外に居住したとき [海外大学への留学等を除く]（場合による）

◆被扶養者が後期高齢者医療広域連合の障害の認定を受けたとき（認定日）

◆別居（世帯分離を含む）をしている被扶養者への仕送りについて

被扶養者の通帳の写し（表紙及び共済組合へ前回提出した箇所から現在に至るまでのページ）を提出いただき、組合員の方が対象の被扶養者あてに、【毎月】、【いくら】仕送りを行ったかによって、主たる扶養義務者であるかどうかを確認します。

被扶養者は組合員からの仕送りによって生活をしていることが前提であり、単に被扶養者の口座に振り込まれていれば良いということではありません。このため、同一支店内や同じATM等による入出金のみが記載された通帳は仕送りとは認められません。

※ 振込人名義が被扶養者の通帳に印字されるよう仕送りを行ってください。

※ 被扶養者が大学生等であっても、別居している場合は仕送りが必要です。

ただし、通帳等の確認は省略しています。